

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	市県民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三浦市は、市県民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三浦市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市県民税に関する事務
②事務の概要	<p>この事務は、次に掲げることを行う。</p> <p>(1) 市民税の調査及び賦課に関すること。</p> <p>(2) 市民税及び県民税の調定及び整理に関すること。</p> <p>(3) 課税証明等に関すること。</p> <p>(4) 普通徴収及び特別徴収に係る個人の県民税の調査及び賦課に関すること。</p> <p>(5) 特別徴収義務者の指定に関すること。</p> <p>(6) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。</p> <p>(7) 市民税及び県民税の徴収に関すること。</p> <p>(8) 過誤納金の還付及び充当に関すること。</p> <p>(9) 納税思想の啓発普及及び納税奨励に関すること。</p> <p>(10) 滞納者の実態調査に関すること。</p> <p>(11) 滞納処分の執行、徴収猶予等に関すること。</p> <p>(12) 執行停止及び不納欠損処分に関すること。</p> <p>(13) 徴収の嘱託及び受託に関すること。</p> <p>(14) 納税相談に関すること。</p> <p>(15) 納税証明に関すること。</p> <p>特定個人情報ファイルは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。</p>
③システムの名称	住民税システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の1から4まで、6、8、9、11、16、18、23、26から29まで、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57から59まで、61から67まで、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101から103まで、106から108まで、113から117まで及び120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第4条まで、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条から第23条まで、第25条、第28条、第31条、第34条から第38条まで、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条から第51条まで、第54条、第55条、第58条及び第59条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	三浦市 市民部 市民協働課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111
-----	---------------------------------------

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	三浦市 総務部 税務課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111
-----	-------------------------------------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所